

受講者各位

林業・木材製造業労働災害防止協会長崎県支部
長崎県諫早市貝津町1122-6 長崎県林業会館内
TEL 0957-27-1760 FAX 0957-25-0242

木材加工用機械作業主任者技能講習のご案内

木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く。)を5台以上(当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上)有する事業場において当該機械による作業を行う場合、事業者は、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。つきましては、労働安全衛生法に基づき、標記講習会を下記により開催いたします。

1. 目的

丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、面取り盤及びルーター(携帯用は除く)を5台以上(自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には3台以上)を有する事業場において、その機械作業を直接指揮する木材加工用機械作業主任者に必要な知識を付与する。

2. 受講対象者

- (1) 木材加工用機械による作業に 3年以上 従事した経験を有する者。
- (2) その他厚生労働大臣が定める者。

次の各号に掲げる者で、当該訓練を修了した後、2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有する者とする。

- ① 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2の訓練科の欄に定める製材機械系製材機械整備科、建築施工系木造建築科、建築施工系枠組壁建築科、木材加工系木工科又は木材加工系木型科の訓練を修了した者。
- ② 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程又は同令第36条の2第2項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科、居住システム系住居環境科又は居住システム系インテリア科の訓練を修了した者。
- ③ 職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)による改正前の職業能力開発促進法(以下「旧能開法」という。)第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年労働省令第1号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則(以下「平成5年改正前の能開法規則」という。)別表第3の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科又は合板製造科の訓練(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和60年法律第56号)による改正前の職業訓練法(以下「訓練法」という。)第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法(以下「旧訓練法」という。)第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者。
- ④ 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科又は室内造形科の訓練(訓練法第10条の

準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。)を修了した者。

- ⑤ 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第8の3(2)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練若しくは別表第9の2ハの表の専攻科の欄に掲げる建築専攻の訓練、職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第61号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第45号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは造形工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(昭和63年労働省令第13号)による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8(3)の表の訓練科の欄に掲げる建築科若しくは木材加工科の訓練(旧訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。)を修了した者。
- ⑥ 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。)附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練(平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。)のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則(以下「旧訓練法規則」という。)別表第2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練を修了した者。

3. 開催日および会場

	開催日	時間	会場
1日目	令和07年08月20日(水)	9:20 ～ 18:20 受付 9:00 ～	諫早文化会館 2階 練習室① 諫早市宇都町9-2
2日目	令和07年08月21日(木)	9:05 ～ 18:00	



4. 講習科目および時間

科目		範囲	時間
学科	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識	木材加工用機械、安全装置、搬送機械装置及び自動送材装置の種類、構造及び機能	6.0時間
	作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識	木材加工用機械、安全装置等の保守点検、作業環境の整備	2.0時間
	作業の方法に関する知識	治具及び手工具の種類及びその活用方法、安全作業一般、作業標準	5.0時間
	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全衛生規則中の関係条項	2.0時間
講習時間			15.0時間
修了試験			1.0時間

5. 受講人員
20名まで

6. 受講経費

	受講料	テキスト代	合計
受講経費	16,500円	2,200円	18,700円
〔税抜価格〕	〔15,000円〕	〔2,000円〕	〔17,000円〕
(消費税10%)	(1,500円)	(200円)	(1,700円)

※ 適格請求書発行事業者名 : 林業・木材製造業労働災害防止協会
適格請求書発行事業者登録番号 : T2010405001854

7. 申込方法

申込者が少ない場合、講習開催を中止することがありますので、以下の手順でお手続きください。

- ① 受講資格をご確認の上、必ず**電話で仮予約**をしてください。(0957-27-1760)
(仮予約締切日) **令和07年07月31日(木)**

仮予約の状況により開催の有無を決定いたします。開催の有無についてのご連絡は、電話や林災防長崎県支部WEBサイトにて行います。

開催の場合は、②～⑤のお手続きを期限までに完了してください。

(手続期限) **令和07年08月07日(木)**

- ② 「受講申込書」に必要事項を記入し、押印してください。
* 経歴証明は、木材加工機械の作業に従事した事業所の証明が必要です。
- ③ 写真 2枚 (タテ3.0cm×ヨコ2.4cm、上半身、正面、無帽、無背景、裏面記名)を準備し、受講申込書の所定の位置に 1枚 貼付、もう 1枚 を申込書に添付してください。
- ④ 受講申込書に記載した「氏名」「生年月日」「住所」が確認できる本人確認書類(運転免許証等)のコピーを申込書に添付してください。
- (郵送先) 〒854-0063 長崎県諫早市貝津町1122-6

林業・木材製造業労働災害防止協会長崎県支部

⑤ 受講経費をお振込みください。

(振込先)

十八親和銀行 県庁支店 普通 911353

リンギョウ.モクザイセイゾウギョウロウトウサイガイボウシキョウカイカサケンシブ

林業・木材製造業労働災害防止協会長崎県支部

※留意事項※

- ・ 仮予約締切前であっても定員に達した時点で受付を終了します。
- ・ 期限までに手続きがなされない場合は、受講の意思がなく、申込みを取り消されたものといたしますので、ご注意ください。
- ・ 受講経費の送金手数料は、申込者にてご負担ください。
- ・ 申込後の受講料は返還いたしませんので、キャンセル等がないようお願いいたします。
(キャンセル等の場合はテキスト代のみ返還します。)
- ・ 受講票は発行しません。

8. その他

① 所定時間数を受講された者に対し修了証を交付します。

開始時間に遅れた場合は受講できませんのでご注意ください。

② 携行品等

- ・ 本人確認書類(運転免許証等) ※受付時と修了試験時にご提示いただきます。
- ・ 筆記用具

③ テキストは受付時に購入者へお渡しします。

④ 昼食・飲料は各自ご準備ください。

⑤ 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該講習科目の受講の免除を受けることができます。講習の一部免除を希望される場合は、免除対象となる資格を有することを証明する書面の写しをご提出ください。

なお、受講料の減額はありません。

受講の免除を受けることができる者	講習科目
1 第1条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる者	
2 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科又は製材料の訓練(旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識
3 職業能力開発促進法施行規則別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、機械木工、家具製作、建具製作又は建築大工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者(機械木工に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木工機械整備作業を試験科目として選択した者に限り、家具製作に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において家具手加工作業を試験科目として選択した者に限り、建具製作に係る1級又は2級の技能検定に合格した者にあつては当該合格した技能検定の実技試験において木製建具手加工作業を試験科目として選択した者に限る。)	作業に係る機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 作業の方法に関する知識
4 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる製材機械科、建築科、枠組壁建築科、木工科若しくは木型科又は平成5年改正前の能開法規則別表第11の免許職種の欄に掲げる合板科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者	
林業労働災害防止協会が、労働災害防止団体会法(昭和39年法律第118号)第36条第1項第1号の規定により設定した労働災害防止規程に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識

【登録教習機関登録】

登録番号	: 006-1
登録年月日	: 2004(H16)年3月31日(更新2024年3月31日)
登録機関満了日	: 2029年3月30日
登録教習機関名	: 林業・木材製造業労働災害防止協会
代表者の氏名	: 会長 中崎 和久
事務所の所在地	: 長崎県諫早市貝津町1122番地6
登録した技能講習又は教習区分	: 木材加工用機械作業主任者技能講習
実施管理者	: 事務局長 林 康弥